



Title	中ソ不可侵条約とソ連の対中国軍事援助
Author(s)	駒村, 哲
Citation	一橋論叢, 101(1): 111-129
Issue Date	1989-01-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/12598
Right	

中ソ不可侵条約とソ連の対中国軍事援助

駒 村 哲

一 はじめに

一九三七年の中ソ関係を考察するためには、盧溝橋事件勃発前のソ連と中国（国民政府と共産党）の相互関係をみておく必要がある。

まず自国の防衛を第一に考えるソ連としては日ソ関係の悪化はやむを得ないとしても準備の整わないうちは日本との直接戦闘を回避する方向にあった。また日中戦争に対しては不介入政策を堅持しながらも、中国の対日抗戦を支援する方針であった。それに対して、抗日戦よりも掃共戦を優先してきた蒋介石の率いる国民政府も、西安事件の解決を機に対ソ関係改善に向けてすでに動き出していた。一方、日本の侵略阻止を前面に掲げる中国共

産党は国民党勢力も取り入れた形での抗日民族統一戦線の結成を望んでおり、そのためソ連の全面的な支持を期待していたのである。

一九三七年七月盧溝橋事件が勃発し、日中戦争が始まると、蒋介石政権は、抗日戦を戦うためにぜひとも必要な武器その他の物資をソ連に頼らざるを得なくなってきた。こうした中国側の窮状を利用して、ソ連は三七年八月中ソ不可侵条約を締結して、積極的に対中国軍事援助に乗り出す。

その目的が、ソ連側研究が主張しているように、日本侵略者に対する中国人民の民族解放戦争を支持するという単純なものではなく、中国政府を反コミンテルン陣営から引き離し、断固抗日陣営に立たせることにより、間

接的に自国の安全を確保することであったことはいうまでもない。

ソ連の対中援助は中ソ不可侵条約締結以後、本格化するのであるが、従来の研究では両者の関連に注目したものは殆どなかったといえる。⁽¹⁾

本稿では、現在利用可能なソ連側史料（研究書もふくめて）に依拠して、中ソ不可侵条約と武器援助問題が密接不可分の関係にあったことを中ソ交渉（主な争点は、相互援助条約かそれとも不可侵条約か、後者と武器援助協定締結のタイミング）に焦点をあてて明らかにするとともに、ソ連の対中国軍事援助の実態（内容と方法）を解明したい。

二 ソ連の対中国政策基本方針

まず、このソ連の対中国援助がもっぱら蔣介石（国民党）政府に向けられたものであることに注目すべきである。ソ連が西安事件の解決を目指したこと、「中国における統一戦線がすでに国民党を包摂して形成されたという判断」⁽²⁾に立っていたことを考慮すれば、抗日闘争内部での国共対立の激化が伝えられていたにもかかわらず、

もっぱら国民政府に援助を与えたのは当然であって、中国共産党も基本的にはこの政策を支持する方針であったと思われる。

日独防共協定締結から日中戦争勃発までのソ連の中国政策の基本方針を示す文書が存在する。それは、「今後の対中国関係強化問題に関するソ連政府の立場」と題する、ボゴモロフ駐華ソ連大使宛政府訓令である。⁽³⁾この訓令が作成された期日は不明であるが、おそらく三六年末から三七年初めごろであろう。この文書はその後の緊迫した国際情勢を十分見通して、ソ連の援助により中国を抗日勢力として強化する政策をすすめる方針を示しており、きわめて重要と思われるので、多少長くなるが全文引用する。

(一) 共通の危険に対する中ソ協力を従来通り支持していくこと、しかしこうした協力を中ソ二国間の相互援助条約として定式化するのは尚早と考えること、そのかわり、この決定の(二)で述べられている条件で広範な友好条約を結ぶこと、及び以下の項で述べられている状況にしがって実際のな協力を行なうことをこの段階で提案すること、等を蔣介石

に表明する件を大使に一任する。

(二) 南京政府と友好条約を結ぶことは妥当である。その際日独秘密協定にあるのと同様な趣旨と本文をその中に挿入すること、すなわち、第三国による一方の締約国への攻撃の危険があるとき、他方の締約国は第三国を有利な状況におくような措置をとったり、それと協定を結んだりしない義務を規定する。

また、その共通の利益を守るために、とるべき措置について両締約国で相互に協議することを規定する。さらに、この条約には、全般的な太平洋相互援助協定が発効するときの中ソ友好条約の自動廃棄を規定した上で、両国があらゆる方法で太平洋相互援助協定を早急に結ぶよう協力する義務を含むこと。

(三) 南京政府と軍事技術協定を結ぶことは、以下の点を考慮してさらに適切であると考える。

(a) すでに我が方が南京政府に対して行なった原則的約束にしたがって、飛行機、戦車、その他の軍事装備を売却すること。このために南京政府に対して、二―三年利用可能な五〇〇〇万米ドル借款を供与すること。但し、兵器購入の支払い分として、

一〇年間にわたり、錫、タンゲステン、茶、絹、その他の中国製品を納入すること。

(b) すでに我が方が与えた約束にしたがって、中国人パイロットと戦車兵を受け入れる用意があること。最悪の場合には、中国西北にある、然るべき中国軍事学校に我が国の教官を派遣することも可能であると考える。

(c) 甘肅經由で中ソを結ぶ唯一の連絡網に日本側から脅威が与えられた場合及び中国軍司令部から要請があった場合、この連絡網を守り、中国軍に加わるために我が隊員とともに若干の飛行機並びに戦車団を送ること。

(四) 中国東方との連絡を確保し、右記方策の実施を容易にするために、一九三五年三月一九日付インスタンツィヤ^(ト)の決定にもとづいてボゴモロフが南京政府に対して行なった、ソ連国境からウルムチ、ハミ、蘭州、西安、南京、上海までの航空路開設使用のために、対等の条件で中ソ会社をつくる提案を再開し、すすめること。

(五) 右記の協定を南京政府と結ぶ際、中国軍の中

に在るドイツ人軍事顧問をすべて排除するように努めること。

この文書で特に注目すべき点はソ連側が二国間の相互援助条約よりも多国間のそれを指向していたこと、及び軍事面では物的援助だけでなく人的援助も考慮していたことである。

これはソ連が、単独でファシスト諸国の侵略に対処するのではなく、西欧諸国に集団的抵抗を呼びかける（いわゆる集団安全保障）と同時に、最悪の場合には、一国のみでも反ファシスト陣営を強化する方針であったことを窺わせるものである。

三七年春には、ソ連外交がこの文書に示された方針にしたがって展開し始めた。三七年三月一日、前年一月顔惠慶に代わって駐ソ大使に任命された蔣廷黻と会談したりトビノフ外務人民委員は、英米を含めた太平洋地域協定によってのみ、日本の侵略の完全阻止と極東の平和確保が可能となり、日本は対抗できず、遅かれ早かれこれに参加するだろうと語り、この構想を英米に納得させる方向で、中ソの外交努力が払われるべきであると主張した。それを聞いて大使は、まず始めに中核となる中

ソ協定をつくり、それに他の太平洋諸国が参加する方がよいのではないかと尋ねた。これに対してリトビノフは、ヨーロッパの例（いわゆる東方条約）を引用してあくまでも集団安全保障構想を主張して譲らなかつた。⁽⁵⁾

その後上海に帰任した（四月一日）ボゴモロフ駐華ソ連大使は王寵惠外交部長と会見し、訓令にしたがって以下のようなソ連側提案を伝えた。

まず第一に中国政府が太平洋地域相互援助協定を發議するように、その場合ソ連側はこの提案に賛成であり、この問題でできる限り中国政府に協力すること。

次に太平洋協定が成立しない場合には中ソ二国間の相互援助協定締結の可能性について検討する用意があること。その際大使が強調したのは、単なる覚書の交換ではなく、太平洋協定成立を目指した真面目でねばり強い共同の外交努力であり、太平洋協定の不可能なことがすつかり明らかになった後でのみ、二国間の相互援助協定問題を再び審議する用意があるということであった。

さらに大使は中ソ不可侵条約交渉にすぐ着手することを提案した。この問題に対する中国政府の否定的態度は理解できないとして、中国政府にとってこの条約の利益

はいうまでもなく、将来ありうる二国間協定（相互援助）交渉をかなり容易にすると語った。なお、九カ国条約の全加盟国にこの提案をするのが望ましいのかという王外交部長の質問に対して、ポゴモロフは中、英、ソ、日、米、仏の主要国のみでよろしいと答えた。⁽⁶⁾ 以上のごとく、ソ連側が中ソ二国間の相互援助協定よりも太平洋地域相互援助協定という集団安全保障体制の構想に強い関心をもっていたことは明らかである。

しかしながら、ここで大使が、訓令を一步すすめて不可侵条約の交渉開始を提議したのはいかなる理由からであろうか。ソ連の主張する集団安全保障構想に対して、英米を中心とする欧米諸国の態度は依然として冷淡であり、また、当事者である中国政府の消極的姿勢からみてその実現可能性がきわめて乏しいものであることを大使は十分知っていたのではないか。⁽⁷⁾ それゆえ、国民政府が日本と和解する（反コミンテルン陣営に参加する）のを阻止するために、不可侵条約を持ち出したのではあるまいか。これがその後、ソ連政府によっても支持されることは次にみるとおりである。

三 中ソ不可侵条約と武器援助問題

日中戦争の開始により、中ソ関係は新たな局面を迎えることになる。ここで注目すべき点は中国政府がソ連との二国間の関係改善を目指して活発な動きをみせ始めたことである。

盧溝橋事件勃発後も、ソ連側は従来通り中国政府による太平洋地域協定の提唱、中ソ不可侵条約の締結、その帰結として二国間条約交渉に固執した。それに対して、中国側は、関係諸国の消極的態度からみて太平洋協定の実現は期待できず、日中戦争の開始によって華北の状況が変わったとして、中ソ相互援助協定を望んでいることを表明した。⁽⁸⁾

ソビエト側提案に対する中国政府のこうした態度について、ポゴモロフ大使はストモニャコフ外務人民委員代理宛七月一六日付電で以下のように述べた。

(一) 中国政府はこのような協定締結が間接的に日本の満州併合を認めることになるのを恐れている。が実際の理由は日本の反発を避け、まだ和解の道を残しておきたいからである。その態度からみて、中

国政府がイニシアチブをとると考える根拠は何もない。(一)中ソ不可侵条約にも相変わらず消極的で長引かせている。(二)物的援助問題でも引き延ばしを行なっている。その理由は、第一に額に不満だからであり、第二にソ連からの援助を受け取ることには日独と衝突することになるからである。そして結論として、「こうした不満な交渉結果にもかかわらず、ソ連のとっている立場が完全に正しいことは国民党側も知っている」と記した⁽⁹⁾。

これまで日本を刺激することを恐れるとともに、米英からの対中援助に悪影響を及ぼすことを懸念してソ連との提携を差し控えてきた中国が、単なる不可侵条約ではなく相互援助条約を希望するに至った理由はどこにあるのだろうか。

思うに、日中戦争の拡大が必至となりつつある情勢下、国民政府としても、積極的に抗日戦に取り組まざるを得なくなってきたのではあるまいか。その際、米英が日本との関係を考慮して積極的な対中援助に踏み切れない以上、蒋介石が武器援助を期待できるのは、ソ連のみであったといえよう。

かくして、国民政府はソ連との提携に向けていっそう活発な動きをみせることになるのである。

七月二六日、蒋介石の意を受けた張群がボゴモロフ大使を訪ね、蔣の考えを伝えた。

それによると、今や日中戦争は避けられないので、中国政府は日本の同盟国であるドイツからの武器調達もはやこれ以上当てることはできない。中国の備蓄はわずか六―七カ月しかない。中国にとって唯一の可能な供給国はソ連である。蒋介石はこの問題(武器調達)をソ連からのいかなる政治的義務も負わない、純粹に商業的なものと考えてよう頼んだ、という⁽¹⁰⁾。

この会見後、大使は以前の提案を修正して、華北情勢の急転回に関連して武器調達と不可侵条約とを結びつけず、実務的にこの問題を解決するのがいっそう適切であると考えるに至った、と外務人民委員部に報告した⁽¹¹⁾。

これに対して、七月三十一日、リトビノフはボゴモロフ宛に、現時点での相互援助条約締結は以前よりも適当でないこと、その理由はこうした条約は直ちに対日宣戦布告を意味することになるからである、兵器購入額は一年を限度として一億元まで増やす用意があること、また、

引渡し分として、装備付き飛行機二〇〇機と戦車二〇〇台を与えることができること、さらに中国人パイロットと戦車兵の訓練を引き受ける用意があること、そして最後に、武器引渡し不可欠の条件は、予め不可侵条約を締結することである、とソ連側の意向を伝えている。⁽¹²⁾

中国が日本とともに反ソ軍事同盟に加わるのではないかという不安が、こうした意向の背後にあったものと思われる。

ついで八月二日、ボゴモロフ大使は直接蒋介石と会談して、中ソ間の諸問題に関し意見交換を行なった。

まず始めに大使は、現在ソ連政府は相互援助条約のどんな交渉も行なうことが可能であるとは考えないと声明した。これに対して、蔣は援助の増額と飛行機の増加(二〇〇機ではなく五〇〇機)を希望する旨、語った。そして主な議論は不可侵条約問題に及んだ。

蒋介石は、条約が中国の主権侵害をもたらすものではないという条件で、直ちにソ連と不可侵条約を結ぶことには原則として賛成であるが、いかなる状況の下でも、それが軍事援助協定の代価として解されることには同意できないと主張した。これに対してボゴモロフは、第一

に不可侵条約の本質は両国が互いに侵略しないという義務を負うことにあり、相手国を侵略しないという義務はそれをなんらかの代価と解されることではない、第二にわが国の武器がわれわれに対して使用されないことが不可侵条約という形で最小限保証されないのに、中国に武器を与えることはできない、と答えた。以上が中ソそれぞれの基本的主張である。

あくまでも不可侵条約調印が武器引渡しに先行することを主張するソ連政府に対して、蒋介石は引渡しの実施は条約調印後行なわれるけれども、不可侵条約以前に武器調達協定に調印することができるかどうか問い質した。

これについて、大使はもし不可侵条約が成立しない場合には武器調達協定調印の意味もなくなるのは自明のことであり、極端な場合、二つの文書は同時に調印されなければならぬと答えた。

ここに至って、蔣は進退きわまり、代わって今度は、蒋介石夫人が、彼の立場を説明してソ連との不可侵条約を無条件に調印する用意はあるが、これが武器調達協定のための代価としてみられることを欲しないこと、また彼は他のすべての国に援助を要請するつもりはなく、万

一の場合には独力で日本の侵略に反撃を加える考えであると伝えた。

つづいて、ソ連が武器引渡しと不可侵条約締結を関連させる主張を繰り返した後、最後に、蒋介石は不可侵条約を公表せず、秘密にしておくことはできないかと尋ねた。ポゴモロフは通常の条約と同様公表するのが当然であると答えたが、蔣の希望を本国政府に伝えることを約束した。

ともかくついに中国側は不可侵条約交渉をすぐ開始することに同意し、王寵惠外交部長との間で交渉が行なわれることになった。⁽¹³⁾

こうして始まった中ソ交渉のその後の経過は以下のとおりである。⁽¹⁴⁾

八月八日、中国側草案をポゴモロフ大使に手交。同日外務人民委員部宛電報で、大使は、陳立夫が「調印の際、両国とも日本と不可侵条約を結ばない義務を負うことを口頭で約束するように中国政府は希望している」と述べた旨、報告した。

翌九日、ソ連側は大使宛訓令で、第二条(一)または二以上の侵略国が被侵略国の不利に利用することあるべき

何らの行動または協定をもなさざる(こと)を加えるよう指示。また、この条項により中国が提起した、日本と不可侵条約を結ばないという問題がすっかり解決されること、及びこの付加により中国側も、本質において「反ソ的性格」を帯びている日独協定のような「反コミンテルン」協定を結ばない義務を負うことになること、を口頭で指摘するよう指示。第二条のこうした解釈について双方の然るべき口頭声明を一致させるよう大使に一任。

八月一二日、王外交部長との交渉経過について本国に知らせる中で、ポゴモロフは、「貴方(ソ連政府)の最近の追加で我々の文案に第二条が採択された。王は、中国政府がソ連側の文案を受け入れる用意がある限り、両国間で口頭の確認(ソ連側にとって、日中が不可侵協定を結ばない—いかなる反コミンテルン協定も結ばないこと)は無用であると主張した」旨、伝えた。

これに対して、八月一三日、外務人民委員部の大使宛訓令は、中国が不可侵条約発効中、他国といわゆる反コミンテルン条約を結ばないという公約が絶対に必要であると主張⁽¹⁵⁾。

以上のように中ソ両国の主張はかなりの対立をみせて

いたのであるが、ともかく、八月二一日になって不可侵条約が調印され、発表は三一日と決められた。また、この時武器調達協定がモスクワで調印されることに蒋介石は同意した。⁽¹⁷⁾

翌二二日、ボゴモロフ大使は条約締結直前の交渉内容について興味深い報告を外務人民委員部に送っている。

それによると、徐謨（外交部次長）が不可侵条約と武器調達協定を同時に調印したいと言ってきた。これは蒋介石の態度変更（以前、彼は不可侵条約が武器調達協定の代価とみられることを恐れて、両者を結びつけることに反対していた）を示すものである。彼のこうした態度が、モスクワにきわめて否定的な印象を与え、問題全体を長引かせることになる。と危惧の念を抱いた大使は「中国政府は火遊びをし、いったいわれわれから何を欲しているのか、日本と戦うための飛行機か、それとも単なる条約文か」と激しい不信感を示した。

このような大使の憤懣を聞き知った蔣は、徐謨の発言は自分の考えを誤解したものであり、すぐ条約を結ぶよう王寵惠に指示したという。その背景として、親日派が蔣に圧力をかけて条約調印を遅らせようとしたが、彼は

反日グループに接近しており、彼の妻も反日感をもっていと説明している。そしてモスクワへの要望としてボゴモロフは、今すぐ飛行機を中国に送ることが望ましい、なぜなら、これにより反日グループの立場は非常に強まることになるからである、と述べている。⁽¹⁸⁾

以上の中ソ交渉から明らかなのは、第一に、ソ連は盧溝橋事件以前から、中国が反コミンテルン陣営に加わることを阻止するために、中ソ提携（多国間協定ではあるが）に積極的であったこと、第二に、中国は日中戦争開始後、ソ連からの援助を期待して相互援助条約を希望するに至ったが、日中戦争に巻き込まれることを恐れるソ連は相互援助条約ほど緊密ではない不可侵条約に固執したこと、第三に、当時の中ソの力関係からみて、中国側はソ連の態度（不可侵条約が武器援助協定に先行することをあくまでも主張する）に変更を迫る手段を殆ど持っていないかったことである。

この条約により、中国は、ソ連からの援助を期待できるようにになったとはいえ、日本との和解の可能性を排除した。一方ソ連は、一段と中国政府を自国に依存させるとともに、日中戦争長期化の中で日本軍の中国戦線への

拘束を可能にしたといえる。⁽¹⁹⁾ 不可侵条約に至る中ソ交渉を通じて、ソ連は外交目的の達成に成功したのである。

四 ソ連の対中国軍事援助

すでに指摘したごとく、不可侵条約交渉中、中ソ間では武器調達に関する話合いが行なわれていた。しかし、この問題が具体的進展をみせるのは、条約調印後である。

不可侵条約調印直後の八月二三日、蔣介石は楊杰を团长とし、王叔銘を代理とする軍事使節団を任命したことをポゴモロフ大使に伝えた。⁽²⁰⁾

ついで八月二七日、ポゴモロフは、陳立夫と武器調達問題について話し合った。その内容は以下のとおりである。

- (一) 借款の額は一億元 (二) 条約はイギリスポンドで締結 (三) 借款の期間は六年で、一年目は据置
- (四) 飛行機二〇〇機、戦車二〇〇台を送ること
- (五) 借款は四分の三を非鉄金属類で、残りの四分の一を茶その他の消費財で行なう (六) 詳細な条約はモスクワで調印 (七) 楊杰と張群は今朝西安を飛び立ち、二九日か三〇日に代表団はウルムチに着く

予定、楊杰が中国政府唯一の全権である (八) 五〇機の戦闘機を調達分として蘭州に送ってほしい⁽²¹⁾

九月九日、モスクワに於てソ連国防人民委員代表と楊杰中国代表との会談が開始された。そして、一四日にはソ連政府が中国政府に供与することを提案した借款分として、軍事設備、弾薬、弾丸を中国側に具体的に引き渡す了解が成立した。また中国側の希望で、飛行機の第一陣引渡し期日も短縮された。こうして、通常の国家間の慣例とは異なつて、軍事設備調達は借款協定ができる数カ月前から始まつており、第一次借款協定 (三八年三月一日調印) までに、飛行機二八二機が中国に送られたとされる。⁽²²⁾

一方、ストモニャコフ外務人民委員代理と会見した蔣延黻駐ソ大使は、中国にもっと武器援助を与えることはできないかと率直に語った。さらに、日本がソ連と戦うことは多いにあり得ることであると大使が述べたのに対し、ストモニャコフは一つの敵と戦っている中国よりも、ソ連の方がもっと複雑な国際状況の中におかれていると答えて、慎重な態度を示した。⁽²³⁾

とにかく、日中戦争勃発後、不可侵条約という中ソ接

近を経て、ソ連の対中国軍事援助は開始されたとみてよ
いだろう。

その後借款の額は五〇〇〇万米国ドルまで増やされ、
この借款協定は三八年三月一日モスクワで調印された。
しかもその時には借款は事実上使用果たされていたとい
う。⁽²⁴⁾この第一次借款協定にしたがって、ソ連は飛行機二
九七機、戦車八二台、大砲および曲射砲四二五門、機関
銃一八二五丁、自動車四〇〇台、弾丸三六万発、ライフ
ル銃実包一〇〇万発、その他の軍事物資を中国へ送っ
た、とされる。

つづいて、三八年七月一日、五〇〇〇万米国ドルの第
二次借款協定が調印された。それにしたがって、ソビエ
ト連邦は飛行機一八〇機、大砲三〇〇門、軽機関銃一五
〇〇丁、貨物自動車三〇〇台、航空機エンジン、予備品、
弾丸、実包その他の軍事物資総額三〇〇〇万米国ドルを
中国に引き渡した、という。

以上のように、一九三八年中にソビエト連邦は中国に
対して二度にわたって総額一億米国ドルの借款供与を行
なった。ソ連側によれば、ソビエト政府は日本侵略者に
対する正義の闘いで、政治的道義的支持とかなりの経済

軍事援助を中国人民に与えたと主張している。⁽²⁵⁾

こうしたソ連の対中援助は三九年に入りますます拡
大された。四月、中国政府特命全權大使として、孫科立
法院長がモスクワに到着した。前年の第一次および第二
次借款交渉にあたった彼は、今度は、一億五〇〇〇万米
国ドルの借款供与をソビエト政府に依頼にきたのである。

ソビエト政府はこれに同意し、その後、新借款の実施条
件が、ヴォロシロフ国防人民委員及びミコヤン外国貿
易人民委員との間で合意をみた。この第三次借款協定は
三九年六月一日ミコヤンと孫科の間で調印された。⁽²⁶⁾そ
の時発表された契約に添付されたリストにしたがって、
ソビエト連邦は大砲二五〇門、機関銃四四〇〇丁、ライ
フル銃五万丁、貨物自動車五〇〇台、飛行機用爆弾一万
六五〇〇発、砲弾五〇万発以上、実包一億発、その他の
軍事物資を中国側に送った、と説明されている。⁽²⁷⁾

そのほか、この協定にしたがって結ばれた三つの契約
によれば、ソビエト連邦は飛行機三〇〇機以上、貨物自
動車とトラクター三五〇台、大砲二五〇門、機関銃一三
〇〇丁および大量の弾薬、弾丸、弾薬筒、電気設備、爆
撃装置、修理設備、発動機用燃料、その他の軍事物資、

およそ総額七〇〇〇万米国ドル相当を中国に納入した、⁽²⁸⁾という。

この協定は、日本侵略者に対する闘いで中国人民にソビエト連邦が与えた援助の大きさを証明した、とソ連側は主張している。⁽²⁹⁾

この第三次借款協定とはほぼ同時に中ソ通商協定が結ばれた(三九年六月一六日)。ソ連側の説明によれば、条約の基盤となったのは、互惠、主権の相互尊重の原則であり、駐華ソ連大使館に通商代表部が設けられたとのことである。⁽³⁰⁾

以上が、盧溝橋事件勃発後、ノモンハン事件ごろまでのソ連の対中武器援助であるが、ソ連が抗日戦争中、中国に送ったのは武器だけではなかった。

すでに三七年一二月一日、ソビエト飛行士とともにソ連製爆撃機及び戦闘機隊の第一陣が南京へ到着した。中国でのソビエト義勇兵の戦闘活動が始まったのである。⁽³¹⁾

三八年一月初めまでに、ソ連は、中国に重爆撃機六、中爆撃機一四六、戦闘機三三一、訓練機八、計四九一機を送った。

それに比べて、アメリカは三七年の戦闘開始後、中国

に戦闘機一三機を送っただけであり、イギリスではグラジエーター戦闘機を三六機購入したけれども、三八年半ばまでに中国に到着したのはそのうち僅か一八機であったという。⁽³²⁾

国民党政府の公式資料によれば、抗日戦争中、中国はソ連から様々な型の飛行機を八八五機受け取ったとされる。⁽³³⁾

また、三八年にはソビエト軍事顧問団もできており、各種教育施設や中国軍部隊において九万人以上の中国人がソ連専門家の指導の下に教育訓練を受けたといわれる。⁽³⁴⁾

その間、ソビエト側の犠牲者も増え、七〇〇名以上のソビエト飛行士、整備員が中国へやってきて、そのうち二〇〇名以上のものが日中戦争のために命を落としたといふ。⁽³⁵⁾

ところで、日本が中国沿岸地帯を完全に封鎖する一方、仏英当局がインドシナ、ビルマ経由での対中国貨物輸送を妨害しているとき、中国がソビエトからの援助を受け取る上で、特に重要であったのは、アルマ・アタから新疆を通って蘭州までいく西北ルートであった。この古代シルクロードが中国人民と日本侵略者との戦争開始後再

び息を吹き返したのである。中国軍のために武器、弾薬、燃料などの物資を積んだ自動車や、ラクダ、ラバのキャラバン隊がここを通ってつぎつぎと進んで行った。⁽³⁶⁾

ソ連側史料によってこの陸上輸送路を再構成してみよう。

ソ連からの特別物資はすべて、トルキスタン・シベリア鉄道のサルイ・オゼク駅へ送られた。ここがソ連領を通って新疆との国境地点ホルゴス(二三〇キロ)まで達する自動車道路の起点であり、それから新疆(一五三〇キロ)を通ってさらに自動車道の終点甘肅省の蘭州(一六五キロ)まで行く。かくして道路の総延長は二九二五キロに達する。道路には食料や燃料補給のため二〇の宿営地が設けられた(そのうち一八が中国側)。

中国への貨物輸送は、海拔一五〇〇—二〇〇〇メートルの砂漠の悪路という困難な状況で行なわれた。短期間でこの道路は、ソ連の援助で新たにつくり直され、一九三八—四〇年には「中国の生命線」に変わったといわれる。

三七年一〇月から三八年二月半ばまで、ソ連国内では中国に軍事装備を送るために、五六四〇両の貨車が使わ

れた。そうした物資は新疆の幹線道路をソ連製貨物自動車で移動して行った。その数は五二六〇台以上に達したという。また四〇〇人以上のソビエト人民が中国人民を助けるために困難な状況下、献身的に働いたとある。⁽³⁷⁾

加えて、別の史料によれば、地域住民と中国軍一〇万人以上が参加する道路建設作業は三九年夏ごろにはすっかり終わっていた。道路には何百もの橋が架けられ、積み替え基地、給油所、修理工場、倉庫もつくられた。西北ルートを通して新疆を旅行し、ソ連の自動車が列をなして中国に軍事装備と物資を運ぶのを目撃したアメリカ人ジャーナリスト、エドガー・スノーは、整然と道路網を利用してゐるのに驚いたという。西北の幹線道路は中国側の抵抗に活力を与えるきわめて重要な動脈であったのである。⁽³⁸⁾

一方、海上輸送についてはどうかと言えば、三七—三八年中国戦線のきわめて困難な状況を考慮して、ソビエト連邦は海路で定期的に軍事貨物を移動し始めた。このために中国政府代表は三七年一月オデッサ港に到着したイギリス汽船「ロード・コクレイン号」を個人の資格でチャーターした。その積み込みはセバストポリ港で

行なわれ、一月二〇日までに大砲用、飛行機用、機甲用物資四三一兩分がもたらされた。この貨物は船倉に収容され、貨物自動車によって偽装され、船長と船員には貨物輸送の任務にたいして、総額二万一千七五〇米国ドルのプレミアが支払われたとある。その後もイギリス汽船を使ってソ連の港から、ハイフォン、香港、シンガポールなどへ軍事物資が送られたとあるが、それらが実際どの程度の額に達したのか、これまでのところはっきりしていない。⁽³⁹⁾

さらに中ソ間に航空路が開設されるのは、三九年半ば以降であり、あくまでも主体は西北ルートであった。

こうしてこの時期、中ソ間で抗日戦を戦うのに不可欠の物資が大量に輸送される中、日本側としても無視できないものがあつた。

三八年四月四日、重光駐ソ大使はリトビノフ外務人民委員を訪れて、ソ連人飛行士の参戦に対して嚴重な抗議を申し入れた。

しかし、翌五日のリトビノフによるソ連側の反応はきわめて冷淡であつた。すなわち、航空機を含めて、対中武器売却に対するソビエト政府の立場は国際法の準則に

完全に合致するものであり、ソビエト政府は中国にかなる軍隊も、また戦闘に加わる個々の軍人も送っていないとした上で、次のように答えた。「日本政府の不满はなおさら理解できない。なぜならば日本当局の保証するところによれば、中国には現在戦争はなく、日本は中国とまったく戦争をしていないとのことであり、中国で発生しているものは多かれ少かれ、『偶然的』な『事件』に過ぎず、二つの独立国間の戦争状態とは何らの共通点を持っていないからである。」⁽⁴⁰⁾

以上のごとく、日本政府の抗議をまともに受け取らなかったソ連も、日中戦争の長期化にともない、蔣介石国民党政權の抗日戦に対する取り組みの不十分なこと、その反ソ的言動にいらだちをみせ始めてきた。

代表的なソ連側研究者の見方はこうである。国民党指導層は反ソ政策を露骨に行ない、ますます積極的に日本軍国主義者の対ソ戦を扇動していった。もちろん、ソビエト政府はこうした国民党政府の非友好的政策に気づいていた。しかしながら、状況は特に自制と平静を要求した。蔣介石政權は、帝国主義諸国の有力層からの圧力にさらされて、日本との謀議に駆り立てられており、また

国民党内には強力な親日グループがあった。もしこうした状況下でソビエト連邦が援助を停止したら、これは降伏分子を益するだけであり、国民党と日本との合意を早める結果になる。このように考えたソビエト連邦は抗日戦争中、中国人民に兄弟的援助を与えつづけたと説明されている。⁽⁴²⁾ 当時のソ連もこのような見方をしていたのであろう。

しかしながら、戦線で国民党軍が小康状態に陥り、国民党の反動勢力が抗日民族統一戦線と手を切り、八路军と新四軍への物資補給を中止し、彼らに対する挑発的軍事攻撃をより頻繁に行なった後、ソ連は対中援助を断念せざるを得なかったという。なぜなら、このような状況では、援助は蒋介石一派が国内の進歩勢力と闘うために利用されることになるからとして、四〇年ソビエト連邦は第三次借款分としての武器送付を一時停止したとある。⁽⁴³⁾

この援助中止が、中国国内の複雑な政治状況（国共対立の激化）を考慮したものか、それともソ連国内の事情（戦争準備の加速化）を反映したものか、定かではないが、ソ連の対中援助が終わりを告げるのは四一年六月の

独ソ戦開始後である。

五 おわりに

総じて、ソ連は一九三七年秋以降、連盟を舞台とする集団的措置による対中支援から単独の対中援助に移行した。それは、積極的に中国支援を行なおうとしない欧米諸国とは異なり、ソ連が独力で対中援助を実施することにより間接的に自国の安全を確保するという動機に基づくものであり、極東ソ連領の安全に重大な関心を抱いていたことを物語るものである。

ところで武器援助の実施に先立って不可侵条約の締結に固執したソ連側の意図はいったどこにあるのであろうか。日中戦争の拡大が必至とはいえず、「中国内外の抗日勢力の配置状況が、いわば流動状態にあった時期」⁽⁴⁴⁾にソ連としても、中国の対日抗戦能力と意志に十分な信頼をおくことはできず、中国に対して積極的に武器援助に乗り出すには、蒋介石政権が反コミンテルン陣営に加わらないという保証を必要としたのではあるまいか。そのため不可侵条約であり、それ以後対中国軍事援助が本格的に始まるのも、けだし当然といえるだろう。かくし

てソビエト連邦の積極的な蔣介石政権援助が、日ソ関係を緊張させることになる。

しかしソ連としては、中国が日本の衛星国と化して、日本のソ連に対する立場が強まることを防ごうとしたのであり、そのためには日ソ関係のある程度の緊張はあえて避けようとは考えなかった。日ソ関係の緊張は日独防共協定締結以来、ソ連としてはどのみち避けられないものであって、対中援助により日ソ関係がさらに悪化しても、日本は中国と戦っている限り、ソ連に全力を振り向けることはできないからである。

(1) 日中戦争期のソ連の对中国軍事援助に関する主な研究としては、以下のものがある。平井友義「第三編 ソ連の動向(第二卷第三編、第四卷第三編)補遺」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道4・日中戦争へ下』朝日新聞社、一九八七年、四二四—四二七頁。香島明雄「日中戦争と中ソ提携」京都産業大学論集第一〇巻第一号、一九八〇年、八四—一七頁。

(2) 平井友義「ソ連の動向(一九三三年—一九三九年)」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道4・日中戦争へ下』朝日新聞社、一九六三年、三一—二頁。

(3) Документы внешней политики СССР (M. 1976),

т. 20, стр. 701—702. (ДБЛ. 20 として引用)

(4) 横手慎二氏は、「インスタンツィヤ」とは、「一般に裁判や国家機関の審級・審議段階を意味する用語であるが、文書中の用例からみて、最終的な外交政策の決定機関を意味するとみてよく、その実体は構成員の一定しない政治局・対外政策委員会ではないかと指摘している。横手慎二「ソ連外交の『転換』一九三〇—一九三五」溪内謙・荒田洋編『スターリン時代の国家と社会』木鐸社、一九八四年、一六二—一六三頁。

(5) ДБЛ. 20, док. 64.

(6) Там же, док. 101.

(7) 中国側は明らかに、日本が何よりもいざばん中ソ協定を恐れており、それゆえ、現時点でのソ連とのいかなる交渉も日本との協定を困難にすると考えている。もちろん、この不安はまったく根拠のないものである。私(ポゴロフ)は中ソ関係の改善が日本の中国侵略を抑止すると何度も言っているのに、彼らはそれを実行する勇氣に欠けている。(ポゴロフ「ソ連とモスクワ」一九三七年五月五日) (ДБЛ. 20, стр. 720—721.)

(8) ДБЛ. 20, док. 246.

(9) Там же, стр. 738—739.

(10) Там же, док. 262.

(11) 三七年七月一九日電の彼の結論では、「対中借款の額を増やすと同時に、ソ連の武器が自国に向けられない保証を

得るためという理由で不可侵条約を正当化し、あくまでこれを主張するのが望ましくとみなしてゐた。(I.B.T. 20, Dok. 253.)

(12) I.B.T. 20, Dok. 274.

(13) 武器調達に関する蒋介石側からのその他の要求は
(一) 借款の増額、(二) 飛行機を五〇〇機まで増やすこと、
(三) ソ連飛行機の型及び性能について詳細な情報を得ること、(四) 中国の情勢を知ることができような専門家の派遣。なお、この会談でポゴモロフ大使の受けた印象は次のおりである。すなわち、不可侵条約についての我々の提案はおそらく蒋介石にとって思いがけない、望ましくないものであつたらう。蔣は日本との和解に關してうまく立ち回る試みを捨て去っていない。もし彼がきわめて近い将来、日本との戦争を避けられないものと考へているなら、武器調達にもっと具体的な関心を示さなければならぬ。

(I.B.T. 20, Dok. 279.)

(14) I.B.T. 20, cfp. 746—747.

(15) とくにこの点については、ストモニャコフ外務人民代理の電報の中で詳しく述べられている。すなわち、「我々の義務は、實際中国が日本と戦争をしているときだけ、第二条にもとづいて、日本と不可侵条約を結ばないということ、及び不可侵条約発効中は反コミンテルン条約を結ばないという保証を我々が望むことに、中国側が異議を唱へることもありうる。もし、このために中国側が我々に中国と

の不可侵条約発効中、日本と不可侵条約を結ばない義務を要求するなら、断固拒否せよ。反コミンテルン条約はソ連に対して明らかに敵対的かつ侵略的であるけれども、ソ連不可侵条約は中国に対して絶対に侵略的でも敵対的でもない。」「この相互約束は、条約調印の際、貴方(ポゴモロフ)と王寵惠との間で正式になされるべきであり、かくてこれは、条約を補完する、口頭の紳士協定である。」然るべき声明が、その後の交渉で合意をみた」とある。

(I.B.T. 20, cfp. 746.)

(16) この条約の本文は次のとおりである。

第一条 両締約国は両国が国際紛争解決のため戦争に訴へることを否とすること及びその相互の關係に於ては国策遂行の具としての戦争を放棄することを嚴肅に確信し、かつ右の制約に従ひ互いに他方に対し単独のまたは一もしくは二以上の別国との共同による侵略をなさざることを約す。

第二条 締約国のいづれかの一方が、一または二以上の第三国による侵略を受ける場合には、他方の締約国は全紛争期間中、常に右第三国に対し直接にも間接にも、何らの援助をも与へざること、並びに一または二以上の侵略国が被侵略国の不利に利用することあるべき何らの行動または協定をもなさざることとを約す。

第三条 本条約の規定は、締約国の双方が署名国たり、かつ本条約の効力発生前に締結せられたる二国間または多数国間の条約、または協定より締約国に対し生ずる権利及び

義務に影響を及ぼし、またこれを変更するがごとくに解釈せらるることなかるべし。

第四条 (前略) 本条約は前記全権委員 (ポゴモロフ大使と王龍恵外交部長) による署名の日より実施せられ、五年間引続き効力を有すべし。両締約国のいずれも右期間の満了の六カ月前に於ては、他方に対し条約を終了するの自国の希望を通告することを得。両締約国が適當の時期に右通告をなさざる時は、最初の期間の満了後、二年間自動的に延長せられたるものと認めらるべし。締約国のいずれも、条約を廢棄するの自国の希望を二年間の期間の満了の六カ月前に他方に対し通告せざるときは、条約は更に二年間引続き効力を有すべく、爾後またこれに準ず。(平井前掲書、三一七頁。ДВЛ. 20, Док. 300.)

(17) ДВЛ. 20, Док. 302.
(18) Там же, Док. 307.

なお、条約調印をめぐる中国政府内部の動搖以外にも問題がなかったわけではない。例えば、八月二日付、他の訓電 (ストモニャコフ→ポゴモロフ) の中でも、中国側が軍事使節団を送るにあたって、様々なところからモスクワに問い合わせが届いてきていること、そうした複数のところからの軍事使節団の派遣は事前に漏れる危険性が大きいこと、そして実際、モスクワのフランス代理大使がソ連の对中国武器調達に伴って問い合わせたと語り、ソ連の对中国武器売却が他国に漏れることによつて、スペインのとき

と同様、禁輸という問題が引き起こされることを蔣に伝えるように訓令しているのである。

(19) この条約の意義について、平井氏は、中国が反共陣營への加入を代償として日本と和睦する可能性をあらかじめ排除し、またソ連が行動の自由を失うことなしに、南京政府をこれまで以上にソ連に依存させるという意味で、ソ連にとつて大きな外交的勝利であった、と指摘している。(平井前掲書、三一七—三一八頁。)

(20) ДВЛ. 20, Док. 309.
(21) Там же, Док. 313.
(22) Там же, стр. 748.

すでに三七年八月二日調印の中ソ不可侵条約交渉中、ソビエト側は中国に対して一億元 (二〇〇〇万米ドル) の借款設定に同意した。このとき借款協定の成文はなかったけれども、ソ連は三七年一〇月三一日から、交渉リストで合意をみた借款分として、中国に武器供給を実施し始めた。中国はソ連から飛行機、戦車、装甲車、野戦砲、速射砲、機関銃、ライフル銃、弾丸、爆弾、弾薬、ガソリンを受け取った。ソビエトの借款は二四個師団を裝備するために使われた。(B. A. Бородин, Помощь СССР китайскому народу в антиаппионской войне 1937—1941, М. 1965, стр. 146.) また別の史料によれば、ソ連の对中国武器提供は事実上、三七年一〇月から始まっていた。なぜなら、日本侵略軍との戦況により、中国軍の当面の武器補給が必要となっ

- たからむる。ソ連の軍部は戦略的強國として
 國體に革新の危機を蒙るべきにありと見做す。
 (1) В. Ефимов, А. М. Дубинский, *Международные
 отношения на Дальнем Востоке*, т. 2, 1917—1945 гг.
 М. 1973, стр. 130.)
- (2) ДВП. 20, док. 340.
- (3) Б. А. Бородин, Указ. соч., стр. 146—147.
- (4) СССР в Бороде за мир накануне Второй миро-
 вой войны (Сентябрь 1938 г.—август 1939 г.) доку-
 менты и материалы, М. 1971, стр. 650. 以下 СССР в
 Бороде……(以下同)
- (5) Б. А. Бородин, Указ. соч., стр. 147—148.
- (6) СССР в Бороде……, стр. 691.
- (7) Там же.
- (8) Там же.
- (9) Там же.
- (10) Б. А. Бородин, Указ. соч., стр. 148.
- (11) Г. В. Ефимов, А. М. Дубинский, Указ. соч., стр.
 132. 最近のソ連の飛行機は三半一一日に
 ソ連中國邊境の近くまで飛来し、ソ連の
 空軍はこれを撃ち下ろした。ソ連の飛行機は到着し
 たらたると。
- (12) Там же, стр. 133—134.
- (13) “The Chinese Year Book, 1944—1945” Shanghai,
 1946, p. 315. (Г. В. Ефимов, А. М. Дубинский, Указ.
 соч., стр. 134. 以下同)
- 空軍の戦力の強弱は月間平均九八六機の日本軍機を
 撃墜したと云ふ。(М. С. Капица, *Советско—китайс-
 кие отношения*, М. 1958, стр. 294.)
- (14) Б. А. Бородин, Указ. соч., стр. 171.
- (15) Г. В. Ефимов, А. М. Дубинский, Указ. соч., стр.
 134.
- (16) Б. А. Бородин, Указ. соч., стр. 148—149.
- (17) Г. В. Ефимов, А. М. Дубинский, Указ. соч., стр.
 131.
- (18) Б. А. Бородин, Указ. соч., стр. 149.
- (19) Г. В. Ефимов, А. М. Дубинский, Указ. соч., стр.
 132.
- (20) М. С. Капица, Указ. соч., стр. 295.
- (21) J. Degras ed., *Soviet Documents on Foreign Policy*,
 vol. 3, London, 1953, pp. 277—279.
- (22) М. С. Капица, Указ. соч., стр. 291—292.
- (23) Б. А. Бородин, Указ. соч., стр. 157.
- (24) 平井龍雄著‘三三三頁’

(一橋大学大学院博士課程)